



2023 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 THE グローバル社
代 表 者 名 代表取締役社長 永嶋 秀和
(東証スタンダード：コード 3271)
問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画 部 長 岡 田 一 男
(TEL. 03-3345-6111)

極度方式基本契約に係る変更覚書の締結及び資金の借入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社の子会社であります株式会社ＳＢＩ証券（以下「ＳＢＩ証券」といいます。）との間で、2021年11月11日付けで締結した極度方式基本契約（以下「本基本契約」といいます。）に関して極度金額を変更する目的で変更覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結すること、及び資金の借入（以下「本資金の借入」という。）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本変更覚書の目的

当社は、連結子会社である株式会社グローバル・エルシード及び株式会社グローバル・キャストにおける今後の新規プロジェクトに機動的に対応できるよう、ＳＢＩ証券との間で、本基本契約の極度金額を変更するために本日付で本変更覚書を締結しました。

2. 変更後の本基本契約の概要

	変更前	変更後
極度金額	4,000百万円	6,800百万円(2023年 2月20日～2023年 3月31日) 5,400百万円(2023年 4月 1日～2023年 5月15日) 4,000百万円(2023年 5月16日～2023年12月20日)
契約期間	2023年12月20日	変更なし
借入利率	固定金利 ・不動産仕入資金とする場合 1.5% ・運転資金とする場合 2.0%	変更なし
借入人	連結子会社 株式会社グローバル・エルシード 株式会社グローバル・キャスト	変更なし
保証人	当社（株式会社THEグローバル社）	変更なし

3. 支配株主との取引に関する事項

2022年8月23日付け「親会社の異動及び主要株主である筆頭株主の異動並びに借入金の借入先変更に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、本基本契約締結後の2022年9月21日付けでSBIホールディングス株式会社は当社の親会社となり、同日以後、本変更覚書の相手方であるSBI証券は、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社であるため支配株主に該当しており、本変更覚書の締結及び本資金の借入は支配株主との重要な取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2022年9月28日に公表しましたコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「親会社であるSBIホールディングス株式会社との取引決定にあたっては、一般取引と同様に市場価格等を参考にした公正妥当な価格としております。また、重要性の高い取引については取締役会の決議を行うこととしており、常に少数株主保護の観点に留意して取引条件を決定することとしております。」と定めております。

本変更覚書の締結及び本資金の借入に際しても、取締役会において取引の合理性と取引条件等について慎重に検討し、一般取引と同様の条件での取引であることを確認したうえで決議していることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の取締役会決議に際しては、SBIホールディングス株式会社又はその関係会社（但し、当社及びその子会社は除きます。以下同じです。）の役職員を兼任している高村取締役及び有泉取締役は、審議及び決議に参加しておらず、また、SBIホールディングス株式会社又はその関係会社の役職員を兼任している中野監査役は上記の取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

③ 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員であり社外取締役である明石昌氏並びに社外監査役である三枝龍次郎氏及び山上友一郎氏より、(i)今後の新規プロジェクトに機動的に対応できるように本基本契約の極度金額を変更することは不合理ではなく、本変更覚書の目的に合理性が認められること、(ii)本変更覚書は本基本契約の極度額を変更することのみを内容とするものであり契約条件に妥当性が認められること、(iii)上記②記載の措置が採られており、本変更覚書の締結及び本資金の借入に係る意思決定手続きに関し、SBIホールディングス株式会社ないしは同社関係者から、当社ないし各取締役等に対し、不当な影響力が行使されたことをうかがわせる事情は認められず、本変更覚書の締結及び本資金の借入の手続の公正性が認められること、(iv)本資金の借入については、プロジェクトにとって必要性があり、また本資金の借入の条件は本変更覚書の条件であることから、本変更覚書の締結及び本資金の借入が少数株主にとって不利益なものでないとの意見書を受理しております。

4. 資金の借入について

① 本借入の目的

本変更覚書に基づき、プロジェクトの運転資金として、資金の借入を実施するものであります。

② 本件借入の概要

借入先	株式会社ＳＢＩ証券
借入金額	1,400百万円
利率	固定金利 2.0%
借入実施日	2023年2月20日
返済期日	2023年5月15日
元金返済方法	期日一括払い
担保	担保設定なし

5. 業績への影響

2023年6月期の当社の連結業績に与える影響は軽微となる見込みです。

以 上